

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年7月25日）及び資格取得日（22年8月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を20年7月から21年3月までは40円、同年4月から22年1月までは150円、同年2月から同年5月までは210円、同年6月及び同年7月は500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年7月25日から22年8月20日まで

私は、学校を卒業後、A株式会社に入社し、昭和19年4月から厚生年金保険に加入しているが、20年7月25日から22年8月20日までの期間が未加入となっている。就職してから23年に退職するまで継続して勤務していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人はA株式会社において昭和19年4月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年7月25日に資格を喪失後、22年8月20日に同社において再度、資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が記憶する同僚は、「申立人とは同期で、勤務場所は相違していたが同じ寮に入っており、私が昭和20年9月に退職し寮を出るまで一緒だった。その間、申立人の勤務形態に変化は無かったと記憶している。」と証言しているところ、当該同僚のA株式会社における厚生年金保険の資格喪失日は20年9月13日であることが確認できるほか、申立人の兄は、「私は、終戦後、20年10月末にB市町村に復員してきたが、その時、弟は、

A株式会社に勤務しており、途中で退職することはなかった。」と述べていること及び申立人の申立期間に係る具体的な供述から、申立人は申立期間において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「同じ仕事をしていた正社員は自分を含めて3人であり、そのうちの一人は途中から入社した。」と述べているところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、一人については昭和19年4月1日から22年3月1日まで、別の一人については21年1月15日から25年10月17日まで、継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、「入社当時は500人程度の従業員が働いていたと思うが、大勢が退職して最も少ない時には200人程度だったと思う。」と述べているところ、上記の被保険者名簿から、多数の者が資格を喪失した直後の昭和20年12月31日時点における被保険者数は225人であることが確認でき、申立人が記憶する人数とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録、及び複数の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和20年7月から21年3月までは40円、同年4月から22年1月までは150円、同年2月から同年5月までは210円、同年6月及び同年7月は500円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社では、当時の資料が無く不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所では、申立人に係る昭和20年7月から22年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月2日から20年11月30日まで

私は、戦時中に役場からの指示でA株式会社B事業所に徴用され、終戦まで働いた。

年金記録では、A株式会社での厚生年金保険の加入期間は、既に脱退手当金が支払われたことになっているとのことであるが、当時、私は厚生年金保険に加入していることも知らなかったし、戦後直後の混乱でC都道府県へ戻ってくるのが精いっぱいであり、脱退手当金は受給していない。

申立期間について、脱退手当金を受給していないものと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約12か月後の昭和21年11月19日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に支給された記録となっている脱退手当金は、被保険者期間が誤って計算されており、法定支給額と相違している。

さらに、申立人は、「A株式会社B事業所に徴用され勤務したが、その当時は厚生年金保険に加入しているとの認識は無く、一緒に徴用された同僚が申立期間の厚生年金を受給していることを最近になって知り、社会保険事務所(当時)に期間照会し、私の脱退手当金が支給された記録となっていることを初めて知った。」と述べているところ、当該同僚は、「1、2年前、社会保険事務所から、私のA株式会社B事業所に徴用されていた期間の厚生年

金保険の未統合記録が見つかったとの電話連絡があった。それまでは、同社に徴用された期間について厚生年金保険に加入しているとは思ってもいなかった。」と述べていることを踏まえると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険に加入していることを知らなかったので、脱退手当金を受給する手続をしていないとする主張に不自然さはみられない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 16 日から 43 年 1 月 1 日まで
株式会社Aにおける厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給された記録となっており、年金給付の対象となっていない。
しかし、私は、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 15 か月後の昭和 44 年 4 月 8 日に支給された記録となっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、申立てに係る脱退手当金の支給日から間もなく、別の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当該事業所における厚生年金保険の記号番号は、脱退手当金を支給された記録となっている株式会社Aにおける厚生年金保険の記号番号と同一の記号番号となっている。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給記録がある日の約 9 か月半前の昭和 43 年 6 月に婚姻し改姓しているところ、厚生年金保険記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は、支給決定日時点で旧姓のままであることから、脱退手当金の請求は旧姓で行われたものと考えられるが、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 43 年 6 月までの期間、44 年 2 月から 53 年 2 月までの期間、同年 4 月から 54 年 3 月までの期間、同年 9 月から 56 年 8 月までの期間及び 57 年 2 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月から 43 年 6 月まで
② 昭和 44 年 2 月から 53 年 2 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
④ 昭和 54 年 9 月から 56 年 8 月まで
⑤ 昭和 57 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、姉や友人に、「国民年金を掛けておかないと将来大変になる。」と言われ、加入手続をし、国民年金保険料を納付したことを記憶している。当時の資料は残っていないが、保険料を未納としたことはないので、納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、「昭和 42 年 6 月 30 日に株式会社 A を退職した後、B 市町村役場において国民年金の加入手続を行った。」と主張しているところ、オンライン記録によると、当該期間は未加入期間とされており、B 市町村に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、申立人は、加入手続の際に国民年金手帳を交付された記憶が無いなど、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①当時、国民年金に加入していないため、当該期間の保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間②から⑤までの期間の国民年金保険料について、「申立期間②については、有限会社 C を退職後に D 市町村において、申立期

間③については、株式会社Eを退職後にD市町村において、申立期間④については、株式会社Fを退職後にD市町村において、申立期間⑤については、株式会社Gを退職後にH市町村において国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付していた。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立期間②から⑤までの期間はいずれも未加入期間とされており、これらの申立期間について、D市町村及びH市町村に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、これらの期間の保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和62年12月29日から平成7年10月1日までの期間において、国民年金第3号被保険者とされているところ、当該期間は、9年2月28日に届け出され遡及して資格を取得した期間であり、7年10月1日から8年6月1日までの国民年金の第1号被保険者期間についても、9年5月9日に追加処理された期間であることが確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年春頃から 58 年 3 月頃まで

私は、昭和 56 年春頃から 58 年 3 月頃まで、株式会社AでB職をしていた。当時、子供が小さく健康保険が必要だったので、B職については社会保険の適用は無いと言われたが、無理を言って加入させてもらった。事務担当者から健康保険証をもらった記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 56 年 12 月 1 日であり、58 年 2 月 1 日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、株式会社Aにおいて、B職を統括していた社員は、「申立人は日当制のパート社員であった。パート社員のため、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と述べており、複数の社員が、「株式会社Aでは社員のみが厚生年金保険に加入し、パート社員は加入していなかった。」と証言し、当時の事業主及び事務担当者から聴取したが、申立人を特別に厚生年金保険に加入させたことをうかがわせる証言は得られない。

さらに、申立人は、株式会社Aに係る雇用保険の記録が無いところ、同社において厚生年金保険の加入記録がある 9 人のうち、事業主を除く 8 人には雇用保険の加入記録が確認でき、当時の事業主は、「社員は雇用保険に加入させていたが、パート社員は加入させていなかった。厚生年金保険に加入させる人には、雇用保険も同時に加入させていた。厚生年金保険に加入させて

いないパート社員から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と証言している。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 12 月 12 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 11 月頃から 46 年 4 月頃まで
③ 昭和 46 年 11 月頃から 47 年 4 月頃まで
④ 昭和 47 年 11 月頃から 48 年 4 月頃まで
⑤ 昭和 48 年 11 月 6 日から 49 年 4 月 16 日まで
⑥ 昭和 49 年 11 月頃から 50 年 4 月頃まで

私は、申立期間当時、毎年 11 月頃から翌年 4 月頃まで出稼ぎに行き、昭和 42 年度から 47 年度までは株式会社AのB工場に、48 年度及び 49 年度は同社C工場に勤務したが、42 年度及び 43 年度以外は厚生年金保険の加入記録が無い。

株式会社AのB工場及び同社C工場に勤務した期間については、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から④までの期間について、申立人は、「株式会社AのB工場に出稼ぎに行き、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、雇用保険の記録から、申立期間のうち、申立期間①については同社同工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間②から④までの期間に係る雇用保険の加入記録を確認したところ、申立期間②及び③については加入記録が無く、申立期間④の一部については、別の事業所における加入記録（昭和 47 年 11 月 16 日から同年 12 月 7 日まではD株式会社、同年 12 月 8 日から 48 年 1 月 11 日まではE株式会社）が確認できる。

また、株式会社AのB工場の当時の採用担当者は、「私は、昭和44年8月から49年9月までの期間においてB工場に勤務していた。当時、出稼ぎ労働者については、雇用保険には全員加入させていたが、厚生年金保険の加入は任意だった。」と述べている。

さらに、申立人が一緒に株式会社AのB工場に出稼ぎに行ったと記憶する同僚は、「私は、B工場に昭和42年度から4回出稼ぎに行っており、44年度までは申立人と一緒だったと記憶している。」と述べているところ、当該同僚の厚生年金保険の加入記録も、申立人と同様に42年度及び43年度の2回のみであることが確認できる上、44年度及び45年度は雇用保険の加入記録しか確認できない。

加えて、株式会社Aでは、「当社の企業年金基金（昭和43年4月設立）の記録を確認したところ、申立人の加入記録は44年1月14日から同年3月14日までの期間しか確認できない。厚生年金保険及び企業年金基金の加入手続は一緒に行っているので、申立期間の企業年金基金の加入記録が無ければ、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。」と回答している。

このほか、株式会社AのB工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に係る昭和44年10月から同年12月までの資格取得者を調査した結果、被保険者期間等からみて、出稼ぎ労働者であることがうかがえる者の加入はみられない。

2 申立期間⑤及び⑥について、申立人は、「株式会社AのC工場に出稼ぎに行き、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、雇用保険の記録から、申立期間のうち、申立期間⑤については同社同工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間⑥については、別の事業所における雇用保険の加入記録（昭和49年11月13日から同年11月29日まではF事業所、同年11月30日から50年4月15日まではG都道府県内の事業所）が確認できる。

また、株式会社AのC工場の当時の採用担当者は、「出稼ぎ労働者を毎年200人から300人程度採用していた。当時、雇用保険については全員を加入させたが、厚生年金保険については加入させていなかった。」と述べているところ、同社同工場に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、昭和48年10月から同年12月までの期間において資格を取得した者の中に、被保険者期間等からみて、出稼ぎ労働者であることがうかがえる者は見当たらない。

さらに、株式会社Aでは、前述のとおり、「当社の企業年金基金の記録を確認したところ、申立人の加入記録は昭和44年1月14日から同年3月14日までの期間しか確認できない。厚生年金保険及び企業年金基金の加入

手続は一緒に行っているのですが、申立期間の企業年金基金の加入記録が無ければ、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間⑤及び⑥を含む昭和48年9月12日から53年11月16日までの期間において、国民年金に任意加入被保険者として加入し、国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

3 このほか、申立期間①から⑥までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 5 日から 34 年 8 月 10 日まで

平成 22 年 9 月 10 日に、年金事務所から、脱退手当金の支給に関するはがきが届き、A株式会社に勤務していた昭和 29 年 4 月 5 日から 34 年 8 月 10 日までの期間について、脱退手当金が支給されているということを知った。私は当時、母が病気になり看病が必要なために退職してB都道府県に戻ったが、その際、脱退手当金は受給していない。

脱退手当金が支給されている記録に納得がいかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社において労務の事務を担当していた者は、「私は昭和 35 年に入社したが、当時から、女性の従業員が退職する際には脱退手当金の説明がされていた。脱退手当金の代理請求は通算年金制度が開始された 36 年以降も行っており、本人が希望すれば代理受領も行っていった。代理受領した脱退手当金は、現金支給又は口座振込をしていた。」と述べているところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 139 人の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失している 47 人について、脱退手当金の支給記録の有無を調査したところ、25 人に支給記録があり、そのうち 24 人は資格喪失後 7 か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚

生年金保険被保険者台帳には、申立期間の脱退手当金が支給決定される約3か月前の昭和34年12月7日付けで、算定のために必要な標準報酬月額等について、社会保険庁（当時）が当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる上、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の35年3月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、「A株式会社を退職した際に退職金として9,800円を受領した。」と述べているところ、前述の事務担当者は、「3年以上在籍していた者には退職金が支給されたが、申立人のように在職期間が5年余りであれば金額はもっと少額であった。」と述べており、申立人の翌年に退職し在職期間が6年であった者は、「自分の退職金は1,500円ぐらいであった。」と述べている上、申立人の申立期間の脱退手当金の支給額は9,891円と記録されていることを踏まえると、申立人が退職金として受領したと記憶するものは、脱退手当金であったことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月頃から 34 年 1 月 22 日まで

私は、転職先を探していたところ、A事業所に採用となり、昭和 31 年 12 月頃から勤務した。A事業所での厚生年金保険の加入が 34 年 1 月 22 日からとなっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は申立期間当時、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所は、昭和 37 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、当時の同事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人と同様に昭和 34 年 1 月 22 日に厚生年金保険の資格を取得している者のうち一人は、「私は、33 年 10 月頃に入社した。」と述べており、35 年 5 月 30 日に資格を取得している者は、「私は、33 年春頃から勤務していた。」と述べていることから判断すると、A事業所では、当時、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる上、当該同僚からも、厚生年金保険の資格を取得する前に給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 31 年 10 月 1 日に 59 人が資格を取得した後、申立人を含む 13 人が 34 年 1 月 22 日に資格を取得するまで、資格取得者は無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から同年 7 月 29 日まで

私は、有限会社Aの事業主であった。平成 12 年 7 月末に休業することとなり、弁護士に自らの破産手続を依頼していた。

その後、社会保険事務所（当時）から呼び出しがあり、社員の未納の保険料に私の納付済み保険料を充当するという話があり、どのような様式の書類であったか記憶していないが、署名と押印したことを記憶している。

現在の年金記録では、私の申立期間の標準報酬月額は 17 万円とされているが、実際の報酬月額は 45 万円だった。平成 12 年 3 月分の給与明細書を提出するので、公正な判断をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の平成 12 年 3 月 1 日から同年 7 月 29 日までの標準報酬月額については、当初 44 万円と記録されていたところ、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（12 年 7 月 29 日）の後の同年 8 月 11 日付けで、申立期間について、遡って 17 万円に減額処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、有限会社Aの代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、オンライン記録及び同社の履歴事項全部証明書により認められる。

また、申立人は、「社会保険事務所から呼び出しを受けて単身で出向き、自身の標準報酬月額の訂正についての書類に署名・押印した。」と述べている上、「納得したわけではないが、会社を経営していた者として従業員に対する責任から署名・押印した。」と述べており、申立人は、有限会社Aの代

表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額に減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、有限会社Aの代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。